

令和元年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和元年12月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 19名

1番・宿谷 昌一	2番・鷺尾 勲	3番・川上 和幸	4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭	6番・鹿野 直子	7番・松木 一幸	8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋	10番・高倉 伸淳	11番・石尾 卓也	12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子	14番・平 克洋	15番・吉田 清	16番・波能 隆
17番・柿木 和恵	18番・鈴木 剛	19番・幅崎 勝良	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 大谷農地係長 清原農地係主査
長根農地係主任 荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の要請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、19名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 2番鷺尾委員、3番川上委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で3件、江神地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件の計7件、使用貸借権設定が、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件の計4件、あわせて11件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号8番ないし11番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付ける案件です。
- いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
- 番号1番ないし3番、及び番号8番について補足説明します。
- 番号1番ないし3番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却

する案件です。

番号8番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に農地を無償で貸し付ける案件で、いずれの案件も、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○委員（一宮 敏昭）

はい、5番一宮です。

番号4番について補足説明いたします。

番号4番につきましては、売主が所有する農地すべてを買主に売却する案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○委員（吉田 清）

はい、15番吉田です。

番号5番、6番及び9番について補足説明します。

番号5番及び6番につきましては、売主が所有する農地のすべてを買主に売却する案件です。

番号9番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件です。

いずれの案件も、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしくご願ひいたします。

○委員（鹿野 直子）

はい、6番鹿野です。

番号7番について補足説明します。

番号7番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却する案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○委員（高倉 伸淳）

はい、10番高倉です。

番号10番及び11番について補足説明いたします。

番号10番及び11番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 剛）

それでは、所有権移転番号1番ないし7番及び使用貸借権設定番号8番ないし11番について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の11ページを御覧ください。
本申請の転用目的は土地改良のための砂利採取であり、農振農用地区域内の農地で使用貸借権を設定して事業を実施するものであります。
次に資料ですが、議案第2号資料のうち、位置図をお開きください。
申請地はJR北永山駅から東南東方向へ約2.9キロメートルのところに位置します。
次に、資料の次のページの審査表をお開きください。
農地区分の判断につきまして1の（1）及び（2）を御覧ください。
申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地です。
申請地以外の代替地については1の（3）に記載のとおり、土地の改良を目的とした砂利採取であるため、代替性がないと判断されます。
2ページにお移りください。
一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性については、資力について、預金残高証明書の提出があり問題ないほか、工程表等から事業に遅滞なく着手する見込みがあると考えられます。
被害防除措置については、採取地の周囲を有刺鉄線で囲み、保安距離を2～5m確保するため、周辺への影響はないものと思われまます。
一時転用後の農地の復元については、砂利採取後の農地への復元計画の提出を受けており問題ないと考えられます。
続いて4ページにお移りください。
例外許可事由について4に記載しております農用地区域内農地の転用は原則として許可することができないこととされておりますが、不許可の例外として農地法施行令第11条第1項第1号に「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」、かつ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」とあり、本申請はこれに該当するものであります。
総合判断について5に記載しており、砂利採取のためにする農用地区域

内農地の一時転用申請であり、これまで農地復元の実績もあること等から転用申請は妥当と考えられる旨を記載しております。

同じページ下段の「北海道農業会議への意見聴取の有無」を御覧ください。

本件は30アールを超える農地転用案件であることから、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

次に意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(宿谷 昌一) はい、1番宿谷です。
番号1番について補足説明します。
番号1番につきましては、土地改良を目的とした砂利採取を行うための一時転用の申請であります。
借主である事業者は、これまでも同様の事業において、事業完了後に農地に復元してきた実績があることから、農地の一時転用は問題ないと考えられますので、よろしくをお願いします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(清原 主査) 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数は、西神楽地区の2件でございます。

内容について御説明いたします。

土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付で認定農業者への利用関係の調整を行いました。売買予定時期の不一致のため不調となりました。

しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した認定農業者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められると利用関係調整会議で判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を行う旨の通知をするよう旭川市長に要請することについて審議を求めるものでございます。

本日、この要請が決定されると、農業委員会から旭川市長に要請を行い、要請を受けた旭川市長は基本構想に基づいて認定農業者に集積する必要性を判断し、必要と判断した場合は、公社と申出者に買入協議の通知を行います。

なお、今後の手続につきましては、土地所有者は市町村から買入協議の通知があったときから3週間はあっせん対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議を行うこととなります。

買入協議が成立した場合、農地部会において土地所有者から公社への所有権移転に関する審議を行い、決定されれば、登記手続を農業委員会で行います。そして、公社から申出者に土地代金が支払われた後、公社と認定農業者との間で5年間の賃貸借を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。
番号1番及び2番について補足説明します。
番号1番及び2番につきましては、申出地の認定農業者への集積を図るため、北海道農業公社による農地の買入が必要と考えられますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、旭川市長に要請することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転は9件あり、地区ごとの件数といたしましては、江神地区が2件、東鷹栖地区が4件、西神楽地区が3件となっています。
賃借権等設定は26件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が17件、江神地区が1件、西神楽地区が5件、東旭川地区が3件となっています。
集積面積は、73.06ヘクタールでございます。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転9件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん事業による売買です。
賃借権等設定26件の内訳につきましては、期間更新案件が11件、借主変更案件が13件、新規賃貸借設定案件が2件となっております。
これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
所有権移転番号1番及び2番について補足説明させていただきます。
番号1番及び2番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るという案件であり、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○委員（山口 喜松） はい、4番山口です。
番号3番ないし6番について補足説明いたします。
番号3番ないし6番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

- 委員（平 克洋） はい、14番平です。
番号7番ないし9番について補足説明します。
番号7番ないし9番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし9番、賃借権等設定番号1番ないし26番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。
合計2件の願い出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、東旭川地区で1件となっています。
願出地の所在地区を担当する調査委員が現地を確認した結果は、表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。
現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればをお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
番号1番について補足説明いたします。
番号1番につきましては、従前から住宅1棟、倉庫2棟、道場1棟があったことから農採地以外と判断いたしましたのでよろしくをお願いします。
- 委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
番号2番につきましては、従前から山林であったことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主任） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計14件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で3件、永山地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で8件となっております。
届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、

農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計18件あり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で16件、西神楽地区で2件となっています。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を事務局から説明いたします。

○事務局（清原主査） 事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」は、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を閉会いたします。